

平成 26 年第 3 回東浦町議会定例会議案等一覧表

1 議案等

区 分	件 数	
	平成 26 年第 3 回	平成 25 年第 3 回
1 条 例	7	2
(1) 制 定	4	0
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	3	2
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	4	6
(1) 一 般 会 計	1	1
(2) 特 別 会 計	3	5
(3) 企 業 会 計	0	0
3 その他の議案等	13	12
計	24	20

2 専決処分

区 分	件 数	
	平成 26 年第 3 回	平成 25 年第 3 回
1 承 認	0	0
(1) 条 例	0	0
(2) 予 算	0	0
2 報 告	1	0
計	1	0

平成26年第3回東浦町議会定例会議案等概要
(予算関係議案を除く。)

第1 同 意

教育委員会委員の選任について

次の者を平成26年10月1日から教育委員会委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名 つねかわ わたる
恒 川 渉 (新任・稲葉耕一氏の後任)

住 所 ****

生年月日 ****

第2 報 告

1 平成25年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により健全化判断比率を、同法第22条第1項の規定により資金不足比率を、それぞれ監査委員の意見を付けて議会に報告する。

ア 健全化判断比率 (単位：%)

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ (△5.04)	13.46	20.00
連結実質赤字比率	－ (△30.14)	18.46	30.00
実質公債費比率	3.5	25.0	35.0
将来負担比率	8.0	350.0	

注 比率の()は、実質黒字額の比率を示す。

イ 資金不足比率 (単位：%)

会計名	比率	経営健全化基準
東浦町水道事業会計	－	20.0
東浦町下水道事業特別会計	－	
東浦町緒川駅東土地区画整理事業特別会計	－	

注 比率の「－」は、資金不足額がなく資金剰余額がある場合を示す。

2 平成 25 年度東浦町一般会計継続費精算報告書について

新学校給食センター整備事業の継続費に係る継続年度が終了したため、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により、継続費精算報告書を議会に報告する。

新学校給食センター整備事業の年度別年割額及び支出済額

年度	年割額	支出済額
24	38,244,000 円	3,420,000 円
25	1,549,004,000 円	1,487,779,185 円
計	1,587,248,000 円	1,491,199,185 円

第 3 報 告 (専決処分)

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

草刈作業時の過失による物損事故

事故発生年月日	概 要	町の損害賠償額
平成 26 年 6 月 10 日	明德寺川沿いの堤防、文化センター付近を公園等維持管理作業員が肩掛式草刈機により草刈を行っていた際、文化センター駐車場に駐車してあった車両に草刈機により飛ばされた石が当たり、車両後方リアガラスを破損させた。	174,084 円 (過失割合 100%)

第4 議案：条例（制定）

1 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

一定の期間において専門的な知識経験が必要とされる業務等について、必要な人材を任期付職員として採用できるようにする。

条例施行日：公布の日

(1) 任期付職員の種類等

種類	職員となる条件	根拠条文
特定任期付職員	高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者	第2条第1項
任期付職員	専門的な知識経験を有する者	第2条第2項
	一般の者（専門的な知識経験なし）	第3条第1項
任期付短時間勤務職員		第4条

(2) 特定任期付職員に対する給与の特例

ア 給料表

特定任期付職員は、高度の専門的知識又は識見を有するため給料表を別に定める（第7条第1項関係）。

イ 特定任期付職員業績手当

特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる（第7条第4項関係）。

2 東浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法の制定（公布：平成24年8月22日 施行：政令で定める日等）に伴い、条例で定めることとされた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を、国の基準（内閣府令）に定めるとおりとして定める。

条例施行日：子ども・子育て支援法の施行の日

3 東浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

児童福祉法の一部改正（公布：平成24年8月22日 施行：子ども・子育て支援法の施行の日）に伴い、条例で定めることとされた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を、一部を除き、国の基準（厚生労働省令）に定めるとおりとして定める。

条例施行日：子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

・国の基準によらないもの

基準の種類	東浦町の基準	国の基準
保育所型事業所内保育事業所に係る乳児又は満2歳に満たない幼児1人当たりの乳児室の面積	3.3平方メートル以上	1.65平方メートル以上（参酌基準）

4 東浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

児童福祉法の一部改正（公布：平成24年8月22日 施行：子ども・子育て支援法の施行の日）に伴い、条例で定めることとされた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を、国の基準（厚生労働省令）に定めるとおりとして定める。

条例施行日：子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

第5 議案：条例（一部改正）

1 東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について

任期付職員を採用できるようにするに当たり、関係する条例の規定を整備する。

条例施行日：公布の日

・改正する条例及び主な改正内容

(1) 東浦町職員の給与に関する条例（第1条）

給与の種類に特定任期付職員業績手当を加える。

(2) 東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第2条）

給与の種類に特定任期付職員業績手当を加える。

(3) 東浦町職員の退職手当に関する条例（第3条）

任期付短時間勤務職員を退職手当の支給対象から除く。

(4) 東浦町職員の育児休業等に関する条例（第4条）

育児部分休業及び介護休暇の承認を受けて勤務しない職員の代替職員である任期付短時間勤務職員については、育児休業をできないこととする。

(5) 東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第5条）

任期付短時間勤務職員の勤務時間を他の短時間勤務職員と同様に任命権者が定めることができるようにする。

2 東浦町子ども医療費支給条例等の一部改正について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正（公布：平成25年12月13日 施行：平成26年10月1日）に伴い、経過措置により中国残留邦人等に係る支援給付を受ける者を、今までと同様に各条例による医療費の支給の対象外とするよう規定を整理する等

条例施行日：平成26年10月1日等

・改正する条例

- ア 東浦町子ども医療費支給条例
- イ 東浦町障害者医療費支給条例
- ウ 東浦町母子家庭等医療費支給条例
- エ 東浦町精神障害者医療費支給条例

3 東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部改正について

母子及び寡婦福祉法の一部改正（公布：平成26年4月23日 施行：平成26年10月1日）に伴い、規定を整理する。

条例施行日：平成26年10月1日

・引用する法律名の変更

「母子及び寡婦福祉法」 → 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」

第6 議案：町道路線

1 町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定する。

整理番号	路線名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
1301	森岡301号線	東浦町大字森岡字取手63番5	
		東浦取手土地区画整理事業仮地番4街区4	

2 町道路線の廃止について

次のとおり町道路線を廃止する。

整理番号	路線名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
3115	緒川新田115号線	東浦町大字緒川字唐治屋敷1番5	
		東浦町大字緒川字北添11番3	

3 町道路線の変更について
次のとおり町道路線を変更する。

整理番号	旧 新 別	路 線 名	起 点 (地 先)	重要な経過地
			終 点 (地 先)	
1018	旧	森岡18号線	東浦町大字森岡字取手97番3	
			東浦町大字森岡字取手93番	
	新		東浦町大字森岡字取手97番3	
			東浦取手土地区画整理事業仮地番4街区11	
3116	旧	緒川新田116号線	東浦町大字緒川字北添9番1	
			東浦町大字緒川字北添10番5	
	新		東浦町大字緒川字北添9番1	
			東浦町大字緒川字唐治屋敷1番5	